

教育委員会 4 月定例会

教育長報告（2）

臨時代理の報告について（藤沢市藤澤浮世絵館条例施行規則の制定について）
藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定
により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

2016年（平成28年）4月20日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

臨 時 代 理 書

緊急やむを得ない事情があるので、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任
等に関する規則第3条第1項の規定により、藤沢市藤澤浮世絵館条例施行規則の制
定について、次のとおり臨時に代理する。

2016年（平成28年）3月31日

藤沢市教育委員会

教育長 吉 田 早 苗

提出する議案

別紙のとおり

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号（次条各号に規定する事項を除く。）に掲げる事項の処理について、緊急やむを得ない事情があるとき、又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理した場合において、当該代理に係る理由が緊急やむを得ない事情によるものであるときは、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

藤沢市藤澤浮世絵館条例施行規則の制定について
藤沢市藤澤浮世絵館条例施行規則を次のように定める。

2016年（平成28年）3月31日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 制定する規則

別紙のとおり

2 施行期日

条例の施行の日。ただし、第7条から第9条までの規定は、2016年（平成28年）4月1日。

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市藤澤浮世絵館を公共の用に供するにあたり、藤沢市浮世絵館条例(平成28年藤沢市条例第46号)第9条の規定に基づき、管理及び運営委員会について必要な事項を定める必要による。

藤沢市藤澤浮世絵館条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

藤沢市教育委員会

委員長 小竹伊津子

藤沢市教育委員会規則第7号

藤沢市藤澤浮世絵館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤沢市藤澤浮世絵館条例(平成28年藤沢市条例第46号。以下「条例」という。)の委任事項及び条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び供用時間)

第2条 浮世絵館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、同日後最初に到来する休日でない日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 浮世絵館の供用時間は、午前10時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日又は供用時間を臨時に変更することができる。

(歴史文化資料の特別利用)

第3条 条例第6条の規定により歴史文化資料の特別利用の承認を受けようとする者は、特別利用承認申請書を教育委員会に提出し、特別利用承認書の交付を受けなければならない。

(歴史文化資料の館外貸出し)

第4条 歴史文化資料は、美術館その他教育委員会が適当と認めるものに対して館外貸出しをすることができる。

2 前項の規定により歴史文化資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ歴史文化資料館外貸出許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 前項の許可は、歴史文化資料館外貸出許可書を交付して行うものとする。
- 4 歴史文化資料の館外貸出期間は、60日以内とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、浮世絵館の管理上支障があると認められる者には、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(帳票の様式)

第6条 この規則に規定する各帳票の様式は、教育委員会が定める。

(藤沢市藤澤浮世絵館運営委員会の委員長)

第7条 藤沢市藤澤浮世絵館運営委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び職務代理者が選出されていないときは、教育長がこれを行う。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の書記)

第9条 委員会に書記を置き、浮世絵館の管理を担当する職員をもって充てる。

- 2 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。